

## 琉球大学大学院教育学研究科規程

平成 2 年 4 月 1 日  
制 定

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第29条第4項の規定に基づき、琉球大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

### (教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、教員としての基礎的資質のうえに、学校教育に関するより高度な理論的基盤及び理論と実践に裏打ちされた実践的指導力を培い、未来を担う子どもたちの教育に専門的力量とリーダーシップを発揮できる人材を養成することを目的とする。

### (大学院教育プログラム)

第3条 大学院学則第8条に定める本研究科の専門職学位課程の高度教職実践専攻は、高度教職実践プログラムを展開する。

2 高度教職実践プログラムの学習教育目標は次に掲げるものとし、琉球大学大学院を修了した学生が分野を横断して普遍的に獲得することが期待されている知識・技能・態度の共通の学習目標である URGCC-Advanced 学習教育目標と関連する。

- (1) よりよい問題解決のために、合理的・反省的に思考することを求めてることで、反省的実践家としての教師の「専門性」を身につける
- (2) 解決策を探索的に探求し、その結果を振り返って次に生かすことで「創造性」を身につける
- (3) 将来のリーダー候補として、あるいは中堅教員として人間関係調整を学ぶなかで、教師としての「倫理性」を身につける

### (専攻の目的)

第4条 本研究科の高度教職実践専攻は、沖縄県を中心とした教育の諸課題に対して、問題や課題を自ら捉え、深め、解決策を策定し、行動を起こし、その結果を振り返り、次の思考や行動につなげる力としての「合理的・反省的思考力」を中心とした高度な専門性と実践的指導力を備えた教員の養成を目的とする。

### (年次指導教員)

第5条 学生の修学及び研究の指導のため、高度教職実践専攻に年次指導教員を置く。

- 2 年次指導教員は、本研究科の教職実践講座の教員をもって充てる。
- 3 年次指導教員は、学生の修学及び研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修等に關し適切な助言を行う。
- 4 高度教職実践専攻においては、毎年度、高度教職実践専攻会議において当該年度の入学者定員10名に対して1名の割合で年次指導教員を定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第6条 高度教職実践専攻が必要と認めたときは、大学院学則第17条の定めるところにより、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 高度教職実践専攻が教育研究上必要と認めたときは、琉球大学大学院（以下「大学院」という。）の他の研究科及び琉球大学の学部の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。ただし、学部の授業科目の単位は本研究科の修了要件とはしない。
- 3 第1項及び前項の定めるところにより履修した授業科目の単位は、研究科委員会の議を経て、24単位を超えない範囲で、第11条に定める科目の単位に含めることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条 大学院学則第18条に基づき、学生が職業を有している等の事情により、大学院学則第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第12条に定める在学期間を超えることはできない。
- 3 長期履修の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第8条 本研究科が必要と認めたときは、大学院学則第19条の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(授業科目等)

第9条 本研究科における授業科目及び単位数等は、別表のとおりとする。

(教育方法)

第10条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 本研究科における授業及び教育研究の指導は、研究科委員会が教育上特に必要と認め  
る場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

(履修方法)

第11条 高度教職実践専攻の学生は、次の基準に従って合計48単位以上を修得しなけ  
ればならない。

科 目 専 攻	共通科目	選択科目	実習科目	課題研究	計
高度教職実践専攻	20	10	10	8	48

2 大学院学則第46条第3項に定める実習による修得する単位の全部又は一部の免除に  
ついては別に定める。

(履修手続)

第12条 学生は、履修しようとする授業科目を当該授業科目担当教員の承認を得て、各  
学期の初めに所定の様式により研究科長に届け出なければならない。

(研究課題)

第13条 学生は、課題研究の履修に際し研究課題を定め、高度教職実践専攻長に報告し  
なければならない。

(成績評価基準等の明示)

第14条 授業科目等の計画、方法、内容、成績評価基準等は、学生に対し、学期の初め  
に明示する。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 学生は、研究科委員会の承認を得て、大学院学則第25条の定めるところによ  
り、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。

(単位の認定)

第16条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

2 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者については、  
追試験を行うことができる。

- 3 追試験の時期は、研究科委員会が別に定める。
- 4 試験を受けて不合格になった者についての再試験は、行わない。

(成績の評価)

- 第17条 成績の評価に際し、授業を3分の1以上欠席した者には単位を与えない。
- 2 成績の評価は、A, B, C, D, 及びFの5種の標語をもって表し、A, B, C, 及びDを合格とし、Fを不合格とする。

(課題研究報告書の提出)

- 第18条 学生は、高度教職実践専攻が別に定める期日までに、第11条に定める課題研究の単位を4単位修得する毎に課題研究報告書を高度教職実践専攻長に提出しなければならない。

- 2 課題研究報告書の提出に関し必要な事項は、高度教職実践専攻長が別に定める。

(学修成果の報告)

- 第19条 学生は、第11条に定める課題研究の単位を4単位修得する毎にその学修成果を公開で報告するものとする。

- 2 前項に関し必要な事項は、高度教職実践専攻長が別に定める。

(専門職学位課程修了の要件)

- 第20条 専門職学位課程修了の要件は、本研究科に2年以上在学し、第11条に定める単位を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

- 第21条 専門職学位課程を修了した者には教職修士（専門職）の学位を授与する。

(特別聴講学生)

- 第22条 本研究科において、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

- 2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(科目等履修生)

- 第23条 本研究科の科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(研究生)

第24条 本研究科の研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の課程に在学する者又は修士の学位を有する者（修士の学位に相当する学位を有する者を含む。）
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、研究会委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月25日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月28日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月28日）

この規程は、平成15年5月28日から施行する。

附 則（平成16年5月26日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月22日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月27日）

この規程は、平成19年6月27日から施行する。

附 則（平成24年6月24日）

この規程は、平成21年6月24日から施行する。

附 則（平成22年2月24日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月21日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程に定める事項のうち、専門職学位課程（教職大学院）固有の事項に関しては、専門職学位課程（教職大学院）に係る各種法令、文部科学省通達等を適用する。ただし、これによりがたい場合における必要な事項については、高度教職実践専攻が別に定める。

附 則（平成30年6月27日）

この規程は、平成30年6月27日から施行する。

附 則（平成31年3月19日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 特別支援教育専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成31年4月24日）

- 1 この規程は、平成31年4月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 前附則第2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成31年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（令和2年3月25日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に本研究科の修士課程に在学していた者については、なお従前の例による。

- 3 本研究科の修士課程の専修及び領域は、改正後の第3条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専修及び領域に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 本研究科の修士課程を退学した者が、令和2年4月1日以降に大学院学則第34条の規定に基づき再入学を志願した場合はこれを認めない。

〔別 表〕

専攻	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	備考
高度教職実践専攻	教育課程編成の課題と実践	2	1-1	1	前	共通科目 1) 教育課程の編成・実施に関する領域 2) 教科等の実践的な指導方法に関する領域 3) 生徒指導、教育相談に関する領域 4) 学級経営、学校経営に関する領域 5) 学校教育と教員の在り方に関する領域
	指導と評価の課題と実践	2	1-1	1	前	
	教授・学習の課題と実践	2	1-1	1	前	
	思考・判断・表現力育成の課題と実践	2	1-1	1	前	
	生活指導・生徒指導の実践と課題	2	1-1	1	前	
	学校不適応への実践と課題	2	1-1	1	前	
	学級経営の実践と課題	2	1-1	1	前	
	学校改革の実践と課題	2	1-1	1	前	
	学校教育・教員のあり方の課題と実践	2	1-1	1	前	
	沖縄の学校と社会	2	1-1	1	前	
	授業分析・リフレクションの理論と実践	2	1-1	1・2	後	
	言語活動と協同学習	2	1-1	1・2	後	
	理数系授業づくりの理論と実践	2	1-1	1・2	後	
	授業づくりの理論と実践	2	1-1	1・2	後	
	学習指導のための教材・教具の開発と活用	2	1-1	1・2	後	
	活用力としての教科外活動	2	1-1	1・2	後	
	授業づくりと指導法の高度化	2	1-1	1・2	後	
	国語科教育の理論と実践の高度化Ⅰ	2	1-1	1・2	後	
	国語科教育の理論と実践の高度化Ⅱ	2	1-1	1・2	後	
	社会(地歴・公民)科教育の理論と実践の高度化Ⅰ	2	1-1	1・2	後	
	社会(地歴・公民)科教育の理論と実践の高度化Ⅱ	2	1-1	1・2	後	
	数学(算数)科教育の理論と実践の高度化Ⅰ	2	1-1	1・2	後	
	数学(算数)科教育の理論と実践の高度化Ⅱ	2	1-1	1・2	後	
	理科教育の理論と実践の高度化Ⅰ	2	1-1	1・2	後	
	理科教育の理論と実践の高度化Ⅱ	2	1-1	1・2	後	
	音楽科教育の理論と実践の高度化Ⅰ	2	1-1	1・2	後	
	音楽科教育の理論と実践の高度化Ⅱ	2	1-1	1・2	後	
	美術(図工・工芸)科教育の理論と実践の高度化Ⅰ	2	1-1	1・2	後	
	美術(図工・工芸)科教育の理論と実践の高度化Ⅱ	2	1-1	1・2	後	
	保健体育科教育の理論と実践の高度化Ⅰ	2	1-1	1・2	後	
	保健体育科教育の理論と実践の高度化Ⅱ	2	1-1	1・2	後	
	技術(工業・情報)科教育の理論と実践の高度化Ⅰ	2	1-1	1・2	後	
	技術(工業・情報)科教育の理論と実践の高度化Ⅱ	2	1-1	1・2	後	
	家庭科教育の理論と実践の高度化Ⅰ	2	1-1	1・2	後	
	家庭科教育の理論と実践の高度化Ⅱ	2	1-1	1・2	後	
	英語科教育の理論と実践の高度化Ⅰ	2	1-1	1・2	後	
	英語科教育の理論と実践の高度化Ⅱ	2	1-1	1・2	後	

選択科目  
学習指導に関する科目群

専攻	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	備考
高度教職実践専攻	積極的生活指導・生徒指導	2	1-1	1・2	後	選択科目 生徒指導に関する科目群
	いじめ問題への対応と課題	2	1-1	1・2	後	
	こども支援のための地域・保護者との協力関係づくり	2	1-1	1・2	後	
	特別な支援を必要とするこどもの理解と実践	2	1-1	1・2	後	
	新時代こども支援活動	2	1-1	1・2	後	
	地域と学校の在り方	2	1-1	1・2	後	選択科目 組織運営に関する科目群
	校内研究組織の実践と課題	2	1-1	1・2	後	
	組織的意思決定マネジメント	2	1-1	1・2	後	
	教師の成長とメンタリング	2	1-1	1・2	後	
	学校安全管理	2	1-1	1・2	後	選択科目 学校経営に関する科目群
	学校マネジメント	2	1-1	1・2	後	
	学校と地域との連携の実践と課題	2	1-1	1・2	後	
	特別支援教育特論	2	1-1	1	前	選択科目 特別支援教育に関する科目群
	特別支援教育システム論	2	1-1	1	前	
	特別支援教育コーディネーター論	2	1-1	1・2	後	
	特別支援教育の教育課程・授業特論演習	2	1-1	1・2	後	
	特別支援教育・地域支援の理論と実践	2	1-1	1・2	後	
	障害児理解と教育実践・発達臨床支援	2	1-1	1・2	後	選択科目 特別支援教育に関する科目群
	肢体不自由児の理解と支援	2	1-1	1・2	後	
	病弱児の理解と支援の探究	2	1-1	1・2	後	
	重複障害児の理解と支援	2	1-1	1・2	後	
	課題発見実習Ⅰ	2	10日	1	前	実習科目 実習科目群
	課題発見実習Ⅱ	4	20日	1	後	
	課題解決実習	4	20日	2	通年	
	インターン実習	2	10日	2	前	
	課題発見実習ⅠA(特別支援教育)	1	5日	1	前	実習科目 特別支援教育に関する実習科目群
	課題発見実習ⅠB(特別支援教育)	2	10日	1	前	
	課題発見実習Ⅱ(特別支援教育)	4	20日	1	後	
	課題解決実習(特別支援教育)	4	20日	2	通年	
	インターン実習(特別支援教育)	2	10日	2	前	
	課題研究Ⅰ	2	0-2	1	前	課題研究 課題研究科目群
	課題研究Ⅱ	2	0-2	1	後	
	課題研究Ⅲ	2	0-2	2	前	
	課題研究Ⅳ	2	0-2	2	後	
	課題研究Ⅰ(特別支援教育)	2	0-2	1	前	課題研究 特別支援教育に関する課題研究科目群
	課題研究Ⅱ(特別支援教育)	2	0-2	1	後	
	課題研究Ⅲ(特別支援教育)	2	0-2	2	前	
	課題研究Ⅳ(特別支援教育)	2	0-2	2	後	